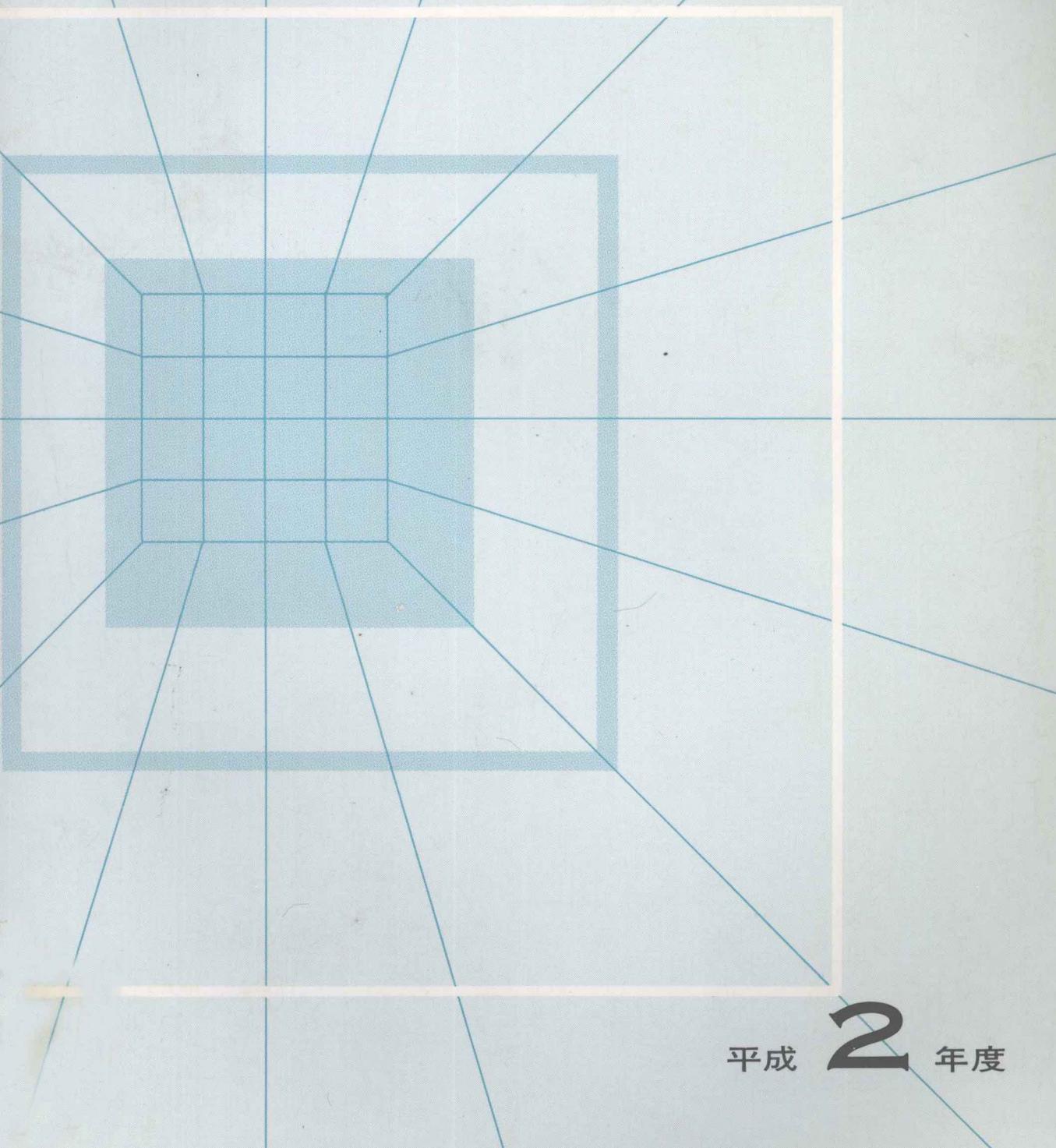


財政統計

大蔵省主計局調査課／編



平成 **2** 年度

財政統計

平成 2 年度

大蔵省主計局調査課編

平成 2 年度 財 政 統 計

平成 2 年 11 月 20 日 発行 定 價 3,090 円
(本体 3,000 円・税 90 円)

編 集 大 藏 省 主 計 局 調 査 課

〒 100

東京都千代田区霞が関 3 の 1 の 1
電話 (03) 581-4111

発 行 大 藏 省 印 刷 局

〒 105

東京都港区虎ノ門 2-2-4
電話 (03) 587-4283 ~ 9
(業務部図書課ダイヤルイン)

落丁、乱丁本はおとりかえします。

I S B N 4-17-200165-3

凡 例

1. 統計編中「1. 予算決算及び純計」及び「2. 予算及び決算の分類」の各表の計数は、特にことわり書きのある場合を除き、単位未満を切り捨てたものである。
2. 統計編の各表の記号はつぎによつた。

… 不 明

— 皆 無

0 単 位 未 滿

△ 負 数

財政統計目次

I 解 説

1. 財政制度	
A 国の財政	1
(1) 予算の種類	1
(2) 予算の形式	2
(3) 予算の執行と決算	2
(4) 特別会計及び政府関係機関	4
B 地方財政	6
2. 国民経済と財政	
(1) 財政の規模	8
(2) 岁出の内容	11
(3) 岁入の内容等	13
(4) 財政資金対民間収支	21
3. 一般会計予算の分類	
(1) 主要経費別分類	23
(2) 目的別分類	30
(3) 用途別分類	34
4. 財政投融資	
(1) 財政投融資の概念	38
(2) 資金運用部資金及び簡保資金の長期運用予定額の国會議決	38
(3) 財政投融資の性格及び役割	39
(4) 財政投融資の推移	40
(5) 財政投融資の原資	40

II 統 計

1. 予算決算及び純計

(1) 岁 計

第1表 明治初年度以降一般会計歳入歳出予算決算	45
第2表 昭和23年度以降一般会計歳入歳出現計	60

第3表	昭和41年度以降一般会計歳入主要科目別予算	62
第4表	昭和41年度以降一般会計歳入主要科目別決算	62
第5表	昭和5年度以降一般会計歳出所管別予算	64
第6表	昭和5年度以降一般会計歳出所管別決算	70
第7表	昭和5年度以降一般会計剩余额	77
第8表	昭和36年度以降特別会計別歳入歳出決算	84
第9表	昭和61年度以降特別会計項別歳入歳出決算, 予算	108
第10表	昭和39年度以降政府関係機関別収入支出決算	150
第11表	昭和61年度以降政府関係機関項別収入支出決算, 予算	158

(2) 予算使用状況

第12表	昭和53年度以降一般会計及び特別会計四半期別収納支出状況	165
第13表	昭和54年度以降一般会計歳入科目別四半期別収納状況	168
第14表	昭和54年度以降一般会計歳出所管別四半期別支出状況	172
第15表	昭和54年度以降一般会計歳出目的別支出済歳出額, 繰越額及び不用額	178
第16表	昭和54年度以降一般会計予備費使用状況	180
(3) 純 計		
第17表	昭和37年度以降一般会計及び特別会計決算純計	181
第18表	昭和52年度以降一般会計, 特別会計及び政府関係機関純計	185

2. 予算及び決算の分類

(1) 主(重)要経費別分類

第19表	昭和24年度以降各年度の主(重)要経費別分類による一般会計歳出当初予算及び補正予算	188
第20表	昭和35年度以降主(重)要経費別分類による一般会計歳出予算現額及び決算額	219
第21表	昭和59年度以降一般会計歳出予算主要経費別分類	248

(2) 目的別分類

第22表	昭和55年度以降一般会計歳出予算目的別分類総括表	252
第23表	昭和55年度以降一般会計歳出決算目的別分類	254

(3) 使途別分類(目別, 使途別, 補助金等)

第24表	昭和60年度以降一般会計歳出予算目別分類	258
第25表	平成2年度一般会計歳出予算所管別目別分類	259
第26表	昭和42年度以降一般会計歳出予算使途別分類	268
第27表	平成2年度一般会計歳出予算所管別使途別分類	270

第28表	平成 2 年度特別会計別歳出予算目別分類	272
第29表	昭和 42 年度以降特別会計歳出予算使途別分類	286
第30表	平成 2 年度特別会計別歳出予算使途別分類	288
第31表	昭和 42 年度以降政府関係機関支出予算使途別分類	292
第32表	平成 2 年度政府関係機関別支出予算使途別分類	294
(4) 一般会計予算の対戦前比較		
第33表	一般会計歳入主要科目別内訳	296
第34表	一般会計主要経費別分類	297
第35表	一般会計目的別分類	299
第36表	一般会計使途別分類	301
3. 財政投融資、租税、その他		
(1) 財政投融資		
第37表	昭和 60 年度以降財政投融資資金計画及び実績	302
第38表	財政投融資原資の推移	314
第39表	財政投融資使途別分類の推移	314
(2) 租 税		
第40表	昭和 38 年度以降国税における直接税と間接税等の構成比	317
第41表	昭和 55 年度以降国税収入税目別内訳	318
第42表	昭和 43 年度以降国民所得に対する租税負担率	320
(3) 国 債		
第43表	昭和 31 年度以降政府債務現在額	321
第44表	昭和 59 年度以降国債負担会計別現在額	322
第45表	昭和 59 年度以降借入金負担会計別現在額	322
第46表	昭和 59 年度以降短期証券名称別現在額	323
第47表	昭和 59 年度以降内国債所有者別現在額	323
第48表	昭和 59 年度以降短期証券所有者別現在額	324
(4) 財政資金対民間収支		
第49表	昭和 59 年度以降年度別会計別財政資金対民間収支(実質収支)	325
第50表	昭和 52 年度以降月別四半期別財政資金対民間収支(実質収支)	326
第51表	昭和 63 年度財政資金対民間収支(実質収支)会計別内訳	326
(5) 地 方 財 政		
第52表	昭和 18 年度以降地方歳入歳出決算	328
第53表	昭和 56 年度以降地方普通会計歳入決算内訳	329
第54表	昭和 56 年度以降地方普通会計歳出決算目的別分類	330
第55表	昭和 56 年度以降地方普通会計歳出決算性質別分類	331

第56表	昭和 56 年度以降地方普通会計歳入決算純計内訳	331
第57表	昭和 56 年度以降地方普通会計歳出決算純計目的別分類	332
第58表	昭和 56 年度以降地方普通会計歳出決算純計性質別分類	332
第59表	昭和 59 年度以降地方財政計画	333
4. 政 府 支 出(国民経済計算による)		
第60表	昭和 18 年以降政府支出総括表	335
第61表	昭和 18 年以降実質政府支出総括表	336
第62表	昭和 56 年度以降公的支出の会計別明細表	337
5. 国民総支出(総生産)		
第63表(1)	昭和 54 年度以降名目国民総支出の推移	338
第63表(2)	昭和 54 年度以降実質国民総支出の推移	340
第63表(3)	昭和 54 年度以降国民総支出の伸率(名目・実質)	342

1. 財政制度

A 国の財政

(1) 予算の種類

(1) 国の会計は一般会計と特別会計とに分かれ、予算もこの区分に従つて作成されている。もともと国の会計は一本にして、あらゆる歳入歳出を統一的に経理することが望ましい。しかし、今日のように国政の範囲が複雑多様化してくると、財政運営を明確ならしめ、行政能率の向上を図るためにどうしても会計区分を設ける必要が生ずる。従つて、財政法では、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもつて特定の歳出にあて一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合には、法律をもつて特別会計を設置し得ることとしている。特別会計の数や内容は年とともに変遷しているが、2年度予算では38の特別会計があり、特別会計によつては更に勘定の区分を設けている場合がある。

また、一般会計予算及び特別会計予算のほか、昭和24年度からは、政府関係機関予算も内閣から国会に提出されるようになった。政府関係機関は形式的には国と別個の法人格を有する特殊な法人であり、いざれも国の出資をもつて企業性の強い公的事業を営むものである。(特別会計及び政府関係機関の内容については(4)参照。)

なお、これらの各種の予算は単純に並立しているわけではなく、相互に複雑な依存関係があり、歳入歳出の重複が存する。従つて予算の純額を知るためには、この重複を控除して見なければならない。これが予算純計と呼ばれるものである。純計は、国の一般会計と特別会計の間のみならず、その目的によつて政府関係機関予算あるいは地方財政まで含めて種々の作成のしかたがある。

(2) 予算はもともとその年度における一切の収支の見積りであり、一旦作成された後はこれを変更しないことが望ましい。しかし見積りである以上、その後の事情の変更によつて、これを修正する必要の生ずることもやむを得ない。このような場合には、内閣は補正予算を提出して国会の議決を経る。補正予算に対して当初の基本的な予算を一般に本予算という。

ただ予算統一の見地から、みだりに補正予算を提出することは避けるべきであり、特に予算の追加については、国の義務的経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出や債務の負担を行うため必要な場合に限つて提出できることになつてゐる。補正予算は本予算とは別個に成立するが、その成立後は、本予算と合わせ一体として執行される。統計編における各年度の予算額は、特に注記する場合のほかは、いざれも最終補正後の予算額である。

次に予算が年度開始前に成立しない場合は、その予算成立までの間必要な経費の支出を行うことができるようにしておく必要がある。このための措置として暫定予算の制度がある。内閣は10日間とか1か月とか一定期間に係る暫定的な予算を作成して国会の議決を経る。暫定予算は、その性質上、本来の予算が成立すれば、これに吸収され、暫定予算に基づいて行つた支出や債務負担はすべて本来の予算に基づいて行つたものとみなされる。

(2) 予算の形式

(イ) 国会に提出される予算の形式は財政法に定められ、予算総則、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費(くりこしめいきよひ)及び国庫債務負担行為から成つている。

予算総則は、歳入歳出予算等に関する総括的な事項のほか、公債、借入金の限度額、大蔵省証券の発行最高額その他予算の執行に必要な諸事項を定めている。

歳入歳出予算は、予算の大部分を占めるとともにその本体をなすものであり、次項に述べる区分に従つて、歳入予算と歳出予算の科目と金額を示している。

継続費は、工事、製造その他の事業で、完成に数年度を要するものにつき、その計画的遂行を図るため、あらかじめ、経費の総額と年割額を定めて国会の承認を得、数年度にわたつて支出する制度である。ただし、後年度の財政をあまりに拘束することのないよう特に必要な場合に限定され、かつ年限も原則として5か年度以内となつていて。

繰越明許費は、歳出予算のうち、経費の性質上又は予算成立後の事由により、当該年度内にその支出が終らない見込みのあるものについて、あらかじめ国会の議決を経て翌年度に繰越して使用できることとした経費である。

国庫債務負担行為は、法律や歳出予算に基づくもののほか国が債務を負担することについて国会の議決を求める形式であり、旧憲法下における「予算外国庫の負担となるべき契約」に相当する。実際の支出に先立つて債務負担のみ当該年度に行う必要のある場合に用いられ、通常は事項ごとにその必要な理由と債務負担の限度額等を明らかにして議決を経る。なお、災害復旧など緊急の場合に対処して、あらかじめ国会の議決を経た金額の範囲内で債務負担をなし得る制度(いわゆる非特定的議決による国庫債務負担行為)もあり、その限度額は予算総則に規定されている。

(ロ) 予算、特にその中心をなす歳入歳出予算については、そのぼう大な金額の内容を明確にし、国会の審議、予算の執行統制等を容易にするため、これを体系的に区分する必要が生ずる。予算の区分のしかたにはいろいろあり、制度的にも変遷を経ているが、現在は、歳入予算についてはまず組織別に主管(大蔵省等)に区分され、その下で歳入の性質別に上下大小の順により「部」「款」「項」「目」に分かれている。例えば、(部)租税及印紙収入、(款)租税、(項)所得税、(目)源泉所得税というごとくである。歳出予算はまず所管(大蔵省等)及び組織(大蔵本省、国税庁等)に区分され、その下で「項」及び「目」に分かれている。「項」は目的別の区分であり「目」は原則として使途別(俸給、旅費、庁費等)の区分である。このうち国会の議決の対象となるのは歳入歳出とも「項」までであつて、これを議定科目又は立法科目と称する。これに対し、「目」の区分は行政的には統制の対象となるが、国会に対する関係では参考のためにあるに過ぎないので、これを行政科目と称する。

(3) 予算の執行と決算

(イ) 予算が成立すると、直ちに各省各庁の長に配賦され、執行の段階に入る。この場合歳入については、税法その他の法令の規定に従つて、歳入を徴収し、それぞれの歳入科目に整理することがすなわち予算の執行であるが、歳入予算はいうまでもなく見積りに過ぎないので、実際の

歳入が、これを上回つても差支えはないし、これに及ばないことがあつてもやむを得ない。(ただし、公債については予算総則に定める限度額を超えて発行することはできない。)しかし、歳出予算についてはあくまで予算に定められた目的と金額の範囲でこれを使用しなければならない。組織別及び項別に定められた経費の金額を超えることは原則として許されないのである。

しかし、予算編成後における事情の変化等によつて、当初予算のとおり実行し得ない場合が生じ、しかも事案が軽微であるなどのため、補正予算によることが適当でない場合もある。このような場合に予算執行を円滑にするための制度として移用及び流用の制度があり、またあらかじめ一定の予備費が計上されている。移用及び流用とは、科目相互あるいは組織相互間で、一方において経費の不足を来たし、他方において経費が余る場合、これを彼此融通して経理することである。このうち移用は、異なる組織又は異なる項の間の彼此使用であつて、あらかじめ予算総則に規定して国会の議決を受けた範囲でのみ認められ、かつ大蔵大臣の承認を経て実行される。これに対し、流用は各項内の目相互間の彼此使用であつて、大蔵大臣の承認のみで行うことができる。(なお、一定の費目については、閣議決定により、包括的に大蔵大臣の承認を得たものとし、各省各庁の長限りで流用し得ることとしている。)また、移用流用に類似するものとして予算の移替(うつしかえ)がある。これは、各省各庁又は各組織区分の間において、予算の責任所属を移行させることをいう。例えば、各省各庁の間で、予算上予期しない職務権限の移動があつた場合に一方の組織に計上された予算を他の組織に移して使用するような場合、また予算提出の際は特定の所管に予算を一括計上しておき、その執行に当たり、具体的な経費区分を確定したうえで、それぞれの所管又は組織に移して使用する場合などがこれに該当する。これは予算の責任所属を変更するものであつて、予算の目的を変更するものではない点で、移用及び流用と異なる。

次に、歳出予算にはあらかじめ一定の予備費が計上されており、これをもつて予見しがたい予算の不足に充てることができる。予備費は大蔵大臣がこれを管理し、閣議決定に基づいて使用される。ただし、あらかじめ閣議の決定を経て大蔵大臣の指定する義務的性質の経費については、大蔵大臣限りでその使用を決定することができる。予備費は、その金額が総額として適當であるかどうかについて国会の議決を得たに過ぎないから、これを使用した場合には国会の事後承諾を受けなければならない。

また、一部の特別会計及び政府関係機関の予算については、一定の歳入が予算額以上に増加した場合これを一定の歳出の増加に充て得ることが予算総則に規定されている。このような制度を収入金支弁といい、その規定を予算の弾力条項という。

- (iv) 予算の執行が終了すると、一定の手続で決算が行われる。このため、年度の終了後一定の出納整理期間がおかれており、この期間内に一切の出納事務を完結することとなつてゐる。その期限は、歳入歳出とも原則として4月30日まで、国庫内移換(いかん)や日本銀行関係の事務は5月31日までとなつており、帳簿の整理等がすべて完結する期限は7月31日である。

歳入歳出の決算は、各省各庁の長から送付された決算報告書に基づいて大蔵大臣が作成し、

会計検査院の検査を経て内閣から国会に提出される。いわゆる決算額とは、歳入については収納済歳入額、歳出については支出済歳出額を指す。前者は歳入予算に拘束されることはないが、後者は歳出予算によって規制される。すなわち、歳出予算額と前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加えたもの（これを歳出予算現額という。）が個々の経費についての歳出の限度であり、これから現実の支出済額を差引いた残余は一部は不用額となり他は翌年度繰越額として翌年度へ持ち越される。

繰越の制度は、毎年度の歳出予算の経費の金額は当該年度内に使用しなければならないという予算の単年度主義の原則の例外をなすものであつて、歳出権を翌年度に持ち越すとともにその財源もあわせて繰越される。これには、(イ)前に述べた繰越明許費にかかる明許繰越の制度のほか(ロ)年度内に支出負担行為をしたが、避け難い事故のため支出を終らなかつた場合の事故繰越制度があり、更に(ハ)継続費及び特別会計については特別の繰越規定がある。

- (イ) 決算の結果、歳出が歳入を超過することはあり得ないが、歳入が歳出を超過して剩余金を生ずることは通例となっている。この場合、1会計年度の収納済歳入額から、支出済歳出額を差し引いた残額を決算上の剩余金（歳計剩余金）という。決算上の剩余金は翌年度の歳入に繰入れられ、一部は歳出予算繰越分の財源となる。決算上の剩余金からこの繰越財源を差し引いたものを純剩余金といい、これには前年度以前に生じた剩余金の使用残額と当該年度に新しく生じた純剩余金とが含まれる。この関係を表示すると次のようになる。

$$\text{収納済歳入額} - \text{支出済歳出額} = \text{決算上の剩余金}$$

$$\text{決算上の剩余金} - \text{歳出繰越財源所要額} = \text{純剩余金}$$

$$\text{純剩余金} = \text{前年度以前剩余金未使用額} + \text{新規純剩余金}$$

前年度以前の剩余金の残額は、当該年度の決算で翌年度に確定する時期には、すでに次年度の予算の財源として計上されているのが通例である。新規純剩余金については、これから地方交付税交付金の精算分等法定の使途に充当されるものを除いた額の2分の1を下らない金額は、当該剩余金を生じた年度の翌々年度までにこれを公債又は借入金の償還財源に充てなければならないことになっている。

また、特別会計の場合は、剩余金の処理等についても別段の規定が存する。

(4) 特別会計及び政府関係機関

- (イ) 特別会計を設置するのは、一般の歳入歳出と区分して経理する必要に基づくものであるが、その事業の内容や経理の方式は、きわめて多様である。現行の38特別会計を一応その類型によつて分類すると次の5種となる。
- (ア) **事業特別会計** 公共性の強い継続的な事業をできるだけ能率的に運営し、その收支を明確にするための会計で、現在11特別会計が存在する。このうち印刷局、造幣局、郵政事業などの特別会計は、きわめて企業的性格が強く、発生主義に基づく経理を行つている。これに対し、道路整備、港湾整備、治水などの特別会計は、一般会計における公共事業と同じ性格を有し、収益性を持たない。
- (イ) **管理特別会計** 国民経済の各分野の安定的発展を確保するため、特定のものの管理や需給

関係の調節等を行う会計で、食糧管理、外国為替資金、国立学校など 8 特別会計がこれに属する。なかでも米麦等の需給調節を行う食糧管理及び外国為替の運営を行う外国為替資金の両特別会計はその取り扱い金額がぼう大で財政資金対民間収支などの面で国民経済にきわめて大きな影響を与える。

(c) **保険特別会計** 民間の保険事業にのりがたい特殊な保険又は再保険を行うための会計で、社会保険に属する厚生保険、労働保険、国民年金等のほか、自然条件に左右されやすい産業の安定を確保するための農業共済再保険等や輸出に伴うリスクをカバーするための貿易保険、あるいは民間の生命保険事業と類似する簡易生命保険及郵便年金など 11 特別会計がこれに属する。

(d) **融資特別会計** 重要産業の合理化、資源の開発、交通通信施設の整備、住宅の建設など経済発展や安定のために重要な事業に必要な資金を供給するための投融資を行う会計で、現在資金運用部や産業投資などの 3 特別会計がある。

(e) **整理特別会計** 一定の資金の出入を整理してその経理状況を明確にするための会計であつて、交付税及び譲与税配付金、国債整理基金など 5 特別会計がこれに属する。

なお、上記の外国為替資金特別会計や資金運用部特別会計は、それぞれ外国為替資金、資金運用部資金の運用に関する経理を明確にするためのものであるが、特別会計の歳入歳出として予算に計上されるのは同資金の運用に伴う利子や事務費等のいわゆる損益項目のみであつて、外国為替の売買や貸付回収による資金自体の受払は予算外で経理され、歳入歳出には現われない。このような資金の設置は法律に基づいて行われるが、特別会計に属するものだけでなく一般会計に属するもの（農業近代化助成資金や決算調整資金等）もあるが、その性格や取扱いは資金によつてさまざまである。

(f) 次に政府関係機関とは、その予算及び決算について、国の予算及び決算の例に準じて、国会の審議を受けなければならない機関のことである。現在 9 公庫及び 2 銀行計 11 の機関がこれに属し、いずれも全額政府出資の特殊法人である。（ただし、同じく全額政府出資法人であつても、例えば日本道路公団、海外経済協力基金等は、その予算及び決算が直接国会審議の対象とはならず、従つてここにいう政府関係機関には入らない。）

公庫には、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫があり、銀行には日本開発銀行と日本輸出入銀行がある。いずれも財政資金をもつて一般金融を補充する特殊な金融を営む。

これらを国と別個の特別の機関としているのは、人事や経理の面でなるべく弾力性を持たせ、企業的経営によつてその能率をあげるためにある。従つて、予算の執行についても一般会計や特別会計に比べるとかなり自由な面が多い。また公庫及び銀行の予算に収入支出として計上されるのは利子や事務費等の損益項目のみであつて、貸出や回収等の資金の動きそのものは予算にはあらわれない。

B 地 方 財 政

(イ) 国の政府とならんで、地方には 47 の都道府県と約 3,300 の市町村がそれぞれ自己の財政を営んで毎年度の予算及び決算を作成している。これを集計したものが、地方財政全体の予算及び決算の姿を示すこととなるが、このうち予算については国からの地方交付税交付金や補助金等の配分の確定をまつてかなり実質的な予算補正が数回行われるため、これを全体として適時的確に把握することは困難であり、地方財政全体の状況は主として決算により把握されている。またこれとは別に国は、毎年度地方公共団体の標準行政に必要な歳入歳出の見積りを地方財政計画という形で公表している。地方公共団体の決算や地方財政計画の作成に当たつては、地方財政の範囲を一定の基準により統一する必要がある。すなわち、各地方公共団体の会計は、国の会計と同様に一般会計及び特別会計に分かれ、かつ特別会計で経理する事業の範囲は各々の地方公共団体によつて異なるが、その中には、独立採算制をとる公営企業等を含んでいる。そこで国の財政措置という観点から、地方財政計画なり決算なりを検討する場合には、特別会計のうちこれらの人を除いて考える必要がある。このため、地方公共団体の一般会計及び特別会計のうちから、下記のものを除いたものを、その会計の区分名称にかかわらず、普通会計といふ一般的概念に包括してこれを使用することとしている。

- (a) 公営企業会計（水道、工業用水、軌道等。地方公営企業法の適用外のものを含む。）
 - (b) 準公営企業会計（簡易水道、港湾整備等）
 - (c) 収益事業会計（競馬、競輪、宝くじ等）
 - (d) 国民健康保険事業会計
 - (e) 公益質屋事業会計
 - (f) 農業共済事業会計他
- (ロ) 地方交付税法第 7 条によれば、内閣は毎年度、地方団体の翌年度の歳入歳出の見込額を算定し、国会に提出するとともに、一般に公表すべきものとされているが、これが一般に「地方財政計画」と呼ばれるものであつて、各地方公共団体の普通会計の純計の形で示されている。

これは、予算のように地方公共団体の財政活動を規制するものではないが、地方財政と国民経済との関連を把握し、地方財政制度の検討を行うために役立ち、あるいは各地方公共団体の財政運営の指標となるものである。地方財政計画はこのような目的に資するものであるから、すべて、個々の地方公共団体の現実の歳入歳出を基準とせず、通常水準による収入及び経費、すなわち標準収入と標準経費で算定されている。

- (ハ) 地方財政は、次のような点で、国の財政と密接な関連を有している。
- (a) 地方財政の自主性尊重のため、地方公共団体には自主財源としての地方税が賦与されると同時に、国民の租税負担や行政事務配分のあり方なども考えあわせて国と地方公共団体で適切な税源配分が行われていること。
 - (b) 地方公共団体間の財政力の不均衡を是正するため、地方交付税、地方譲与税等よりなる財源調整制度が設けられていること。

- (c) 行政水準の維持確保のため補助金負担金等の制度が設けられていること。
- (d) 国の規制の下に財政力に相応した地方債の発行が行われるとともに、国家資金による地方債の引受けがなされていること。
- (e) 国の直轄事業に対し、地方公共団体から直轄事業分担金が納付されていること。

現在国及び地方を通ずる財政規模を示すものとしては、国民経済計算上の財政支出、すなわち政府最終消費支出及び公的総資本形成があるが、そのほか国的一般会計及び地方公共団体の普通会計の純計も作成されている。

2. 国 民 経 済 と 財 政

(1) 財政の規模

(イ) 一般会計歳出規模

第1表は、一般会計歳出規模の国民総支出に対する割合を示したものである。

この割合は、終戦処理費や戦後インフレーション対策としての価格調整費の負担が大きかつた昭和24年度をピークとして、その後は漸次低下の傾向をたどつたが、30年代以降40年代半ばすぎまでは、比較的安定していた。しかし、その後、国民生活の安定と景気の回復を図るため、一般会計歳出については必要な規模を確保せざるを得なかつたことにより、この割合は上昇している。

この一般会計歳出規模の国民総支出に対する割合を、戦前及び諸外国と比較してみたのが第2表である。

第1表 国民総支出と一般会計歳出規模

(単位：億円)

事 項 年 度	國民総支出		一 般 会 計 歳 出			一般会計及び地方普通会計 歳出純計		
	金額(A)	対前年度 伸び率	金額	対前年度 伸び率	対(A)割合	金額	対前年度 伸び率	対(A)割合
昭 和 24 年 度	33,752	(%) 26.6	6,994	(%) 51.4	(%) 20.7	9,075	(%) 56.0	(%) 26.9
30	88,646	13.3	10,182 ▲	2.2	11.5	17,238 ▲	0.9	19.4
35	162,070	19.1	17,431	16.6	10.8	28,516	16.9	17.6
40	336,023	—	37,230	12.4	11.1	62,674	12.8	18.7
45	751,520	15.8	81,876	18.4	10.9	140,911	21.0	18.8
50	1,522,094	10.2	208,608	9.2	13.7	372,595	13.8	24.5
54	2,254,526	8.0	387,898	13.8	17.2	653,212	12.9	29.0
55	2,451,627	8.7	434,050	11.9	17.7	709,856	8.7	29.0
56	2,596,688	5.9	469,211	8.1	18.1	764,961	7.8	29.5
57	2,723,829	4.9	472,450	0.7	17.3	797,707	4.3	29.3
58	2,840,583	4.3	506,353	7.2	17.8	847,414	6.2	29.8
59	3,030,160	6.7	514,806	1.7	17.0	857,058	1.1	28.3
60	3,212,903	6.0	530,045	3.0	16.5	889,058	3.7	27.7
61	3,346,013	4.1	536,404	1.2	16.0	921,749	3.7	27.5
62	3,513,661	5.0	577,311	7.6	16.4	990,135	7.4	28.2
63	3,725,000	6.0	614,711	6.5	16.5	1,042,637	5.3	28.0
元	3,965,000	6.4	663,119	7.9	16.7	984,390 ▲	5.6	24.8
2	4,172,000	5.2	662,368 ▲	0.1	15.9	1,069,325	8.6	25.6

(備考) 1. 昭和63年度までは実績又は決算、元年度は補正後、2年度は当初予算。ただし、国民総支出の昭和24年度は旧推計30、35年度は旧SNA、40年度以降は新SNAによる。

2. 歳出純計は、63年度までは決算、元年度以降は当初予算である。

諸外国との比較は、国によつて会計区分がまちまちなので、正確な比較は困難であるが、一応わが国の一般会計に相当する国の中心的な会計の歳出の国民総支出に対する割合をみると、わが国の場合には、西ドイツを除き他の諸外国に比べて低くなつている。

(ロ) 一般会計・地方普通会計純計の規模

また、国・地方を通ずる歳出規模をみると、一般会計・地方普通会計歳出純計をとり、これと国民総支出との比率をみると、30年代、40年代前半を通じておおむね20%弱で推移していたが、その後上昇し50年代には25~30%程度となつてゐる。

第2表 国民総支出に対する一般会計歳出の割合(戦前及び外国との比較)

事 項	国及び年度		日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	西 ド イ ツ	フ ラ ン ス
	昭和9~11年(度)平均		63年 度	1988年 度	1988年 度	1988年 度	1988年 度
	百万円	億円		億ドル	百万ポンド	億マルク	億フラン
國 民 総 支 出	16,736 (100.0)	3,725,000 (100.0)	47,922 (100.0)	471,241 (100.0)	21,217 (100.0)	56,927 (100.0)	
一般会計歳出総額	2,217 (13.2)	614,711 (16.5)	10,640 (22.2)	128,002 (27.2)	2,753 (13.0)	11,535 (20.3)	

- (備考) 1. 一般会計歳出は、実績である。
 2. ()内は国民総支出に対する割合(%)を示す。
 3. 国民総支出は、昭和9~11年以外は新SNAベースの計数である。
 4. 資料 日本:「国民所得白書」及び「国民経済計算」
 外国:各国財政関係資料等による。

(ハ) 政府支出の規模

次に、一般会計のみでなく特別会計や政府関係機関・公団等、さらに地方財政をも含めた広い意味での財政が、国民経済のなかでどのような位置にあるかを明らかにするため、国民経済計算上の政府支出(注)、すなわち政府最終消費支出及び公的総資本形成の国民総支出に占める割合をみると第3表のとおりである。

第3表 国民総支出と政府支出 (単位: 9~11年 百万円)
(24年度以降 億円)

年 度	事 項	國民総支出		政 府 支 出		(B)/(A)
		金額(A)	金額(B)	対前年度伸び率	(%)	
昭和9~11年平均		16,736	3,128	—	—	18.7
24年 度		33,752	6,924	—	—	20.5
35		162,070	26,740	—	—	16.5
40		336,023	58,105	—	—	17.3
50		1,522,094	294,649	—	—	19.4
60		3,212,903	528,144	—	—	16.4
61		3,346,013	555,913	5.3	5.3	16.6
62		3,513,661	577,953	4.0	4.0	16.4
63		3,725,000	591,116	2.3	2.3	15.9
元		3,965,000	625,000	5.7	5.7	15.8
2		4,172,000	640,000	2.5	2.5	15.3

- (備考) 1. 昭和63年度までは実績、元年度及び2年度は「平成2年度経済見通し」による実績見込額及び見通し額。
 2. 昭和9~11年平均及び24年度は旧推計、35年度は旧SNAによる。
 3. 昭和40年度以降は新SNAによる。